

高知工科大学における研究費の適正な使用に関する行動規範

学長（最高管理責任者）

高知工科大学は、次のとおり研究費の適正な使用に関する行動規範を定める。

本学の教職員等（以下、「職員等」という。）は、本学が管理し、本学の教育研究活動のために執行される全ての経費を使用する際に、これを誠実に実行しなければならない。

1. 大学の管理する研究費が公的な資金であることを十分認識し、説明責任を有することを踏まえて、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。
2. 研究費の使用に当たっては、関係する法令・通知等及び配分機関が定める使用ルール並びに本学が定める規程等を遵守しなければならない。
3. 研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、適切な事務処理を行わなければならない。
4. 職員等は相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努め、使用上の指摘を受けた場合は改善を図らなければならない。
5. 研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関連する法令、使用ルールに関する知識の習得や手続きの理解に努めなくてはならない。
6. 研究費の使用にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
7. 不正使用が疑われる場合は黙認せず、速やかに相談窓口へ相談するなど適切に対応しなければならない。